

D 1 - 9
5 年 保 存 (常)
(令 和 11 年 12 月 31 日 まで)
F N . D 1 - 2 - 1
鹿 交 企 第 9 6 号
令 和 6 年 3 月 2 1 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長
担 当 企 画 指 導 係 TEL XXXXXXXXXX

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について（通達）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「政令」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号。以下「府令」という。）及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）の解釈及び運用上の留意事項については、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について（通達）」（令和元年12月9日付け鹿交企第157号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、このたび、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令（令和5年政令第315号）、古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第2号）及び国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（令和6年国家公安委員会規則・国土交通省令第1号）が令和6年4月1日から施行され、公安委員会が認定の通知をした者に交付する認定証が廃止され、国家公安委員会規則で定める様式の標識、利用者から収受する料金及び自動車運転代行業約款について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととされること等に伴い、下記のとおり改正したので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、この通達は令和6年4月1日から施行し、旧通達は令和6年3月31日限り廃止する。

記

第1 法の目的について（法第1条関係）

自動車運転代行業は、移動手段として自家用自動車が大きな地位を占める地方都市を

中心に発展してきた事業であるが、飲酒運転の防止等に一定の役割を果たしてきた一方で、交通事故の多発、事業者による運転者に対する最高速度違反等の下命容認、不適正業者による不明瞭な料金設定・保険の未加入等の問題点が指摘されてきた。

法は、自動車運転代行業のこのような問題点に対処するため、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、もって交通の安全及び利用者の保護を図ることを目的として制定されたものである。

自動車運転代行業者等に対する指導、監督はこのような法の目的の達成に資するものでなければならない。

第2 自動車運転代行業の範囲について（法第2条関係）

自動車運転代行業とは、他人に代わって自動車を運転する役務を提供する営業であって

- ・ 主として、酔客に代わって自動車を運転する役務を提供するものであること
- ・ 酔客その他の当該役務の提供を受ける者を乗車させるものであること
- ・ 常態として、当該自動車に当該営業の用に供する自動車が随伴するものであること

のいずれにも該当するものをいう。

なお、次に掲げるようなものは自動車運転代行業には該当しないことに留意すること。

1 自家用自動車管理業

自家用自動車管理業とは、一般に、長期的な契約に基づき、自家用自動車の運転、整備、燃料・備品の管理等を請け負う事業をいう。

自家用自動車管理業は、主として、酔客に代わって自動車を運転する役務を提供するものではなく、また、継続的に役務を提供するものであって営業の用に供する自動車を随伴する必要がないことから、自動車運転代行業に当たらない。

2 陸送業

陸送業とは、一般に、顧客の依頼に応じ、自動車の輸送を行う事業をいう。

よって、陸送業は自動車を輸送することを目的とするものであるもので、当該自動車に顧客を乗車させないことから自動車運転代行業には当たらない。

3 タクシー代行

いわゆるタクシー代行とは、タクシーで酔客等を運送するとともに、酔客等の自動車を別の運転者が輸送するものをいう。

よって、タクシー代行は、通常のタクシー事業と陸送業を同時に行うものであるもので、酔客等の自動車に酔客等を乗車させて運転するものではないことから自動車運転代行業に当たらない。

4 その他

自動車運転代行業は、自動車を運転する役務を提供する「営業」であることから、無償で運転を代行する行為は自動車運転代行業に当たらない。

また、他人が酒気を帯びている場合に、当該他人の自動車に当該他人を乗車させて運転し、これにより謝礼を受け取ることもあると考えられるが、このような場合であっても、これを業として対価を得るために反復継続して行っているものでなければ、自動車運転代行業に当たらない。

第3 自動車運転代行業の欠格要件について（法第3条関係）

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられてから2年を経過しない者、心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施することが

できない者等、法第3条各号のいずれかの要件に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならないこととされている。

- 2 同条第2号に規定された「執行を終わり」とは、その刑の執行を受け終わったという意味であり、仮出獄した者は仮出獄期間が終了したときに刑の執行を受け終わったことになる。

また、「執行を受けることがなくなった」とは、刑の時効が完成することや恩赦により刑の免除を受けることをいう。

なお、執行猶予期間が満了した場合又は大赦若しくは特赦の場合には、刑の言渡し自体が効力を失うので、その時点で、「刑に処せられ」た者ではなくなり、本号に該当しなくなることに留意すること。

第4 自動車運転代行業者の認定等について（法第4条関係）

- 1 自動車運転代行業の認定を受けるための要件には、公安委員会の所掌事務に係るもの及び県知事の所掌事務に係るものがあるが、法は処分庁を一元化し、公安委員会が認定を行うこととしている。
- 2 認定を受けずに自動車運転代行業を営んでいる者が法第3条各号（第7号及び第8号を除く。）に該当する場合には、法第24条第1項第3号により、公安委員会が自動車運転代行業の廃止を命ずることができる。

第5 認定の手續等（法第5条関係）

- 1 認定の申請は、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、認定申請書（規則別記様式第一号）を提出して行わなければならない。

- (1) 「営業所」とは、本店、支店、支社、事業所等と呼ばれているもので、営業の拠点となるものをいう。

法は、営業所ごとに、安全運転管理者の選任、運転代行業務従事者名簿等の備付けを義務付けていることから、この場合の営業の拠点とは、規模の大小を問わず、所属する運転代行業務従事者の日常的な配置運用、実質的な業務運営が行われている場所をいう。

- (2) 「主たる営業所」とは、自動車運転代行業に係る営業の中心となっている営業所であり、原則として会社法（平成17年法律第86号）に規定する本店と一致する。ただし、自動車運転代行業者が他の営業も併せて行っている場合等であって、自動車運転代行業の中心となる場所が会社法上の支店であるときは、会社法上の本店と一致しないこともあり得る。

- (3) 認定申請書の提出は、規則第3条及び第4条の規定により、主たる営業所の所在地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）を経由して行うこととされている。

認定申請書の提出を受けた警察署においては、申請書の記載漏れの有無、添付書類の有無等形式的要件について確認すること。

申請の形式上の要件に適合しない場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条に基づき、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求めること。

- (4) 認定申請書に必要となる添付書類については、政令第1条第1号又は第2号、規則第5条及び国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規

則（平成14年国土交通省令第62号。以下「国土交通省令」という。）第2条を参照すること。

2 認定を行うに当たっては、以下の事項に留意すること。

(1) 申請書の提出先とされている警察署における備付けその他の適当な方法により認定等に係る審査基準（行政手続法第5条第1項）及び標準処理期間（同法第6条）を公にしておくこと（同法第5条第3項、第6条）。

(2) 認定を行う場合、申請者に対する認定の通知は、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく認定申請等に関する事務処理要領について（通達）」（令和6年3月19日付け鹿交企第93号。以下「事務処理要領通達」という。）に定める認定通知書（別記第3号様式）により行うこと。

(3) 申請により求められた認定を拒否する場合、申請者に対する認定を拒否する旨の通知は、認定に関する通知書（事務処理要領通達別記第5号様式）により行うこと。この場合において、「理由」の欄には、法第3条のいずれの号に該当するものであるか及びその該当すると認めた事実を具体的に記載すること。

3 法第5条第4項及び法第28条等は、公安委員会が認定をし、又は認定を拒否しようとするときは、あらかじめ県知事に協議し、その同意を得なければならないことを規定している。

この協議の実施に当たっては、以下の事項に留意すること。

(1) この規定の趣旨は、公安委員会は交通の安全の確保及び暴力団等の排除の観点から、県知事は利用者の利益の保護の観点から、それぞれ欠格事由に該当しないことを判断することとしており、公安委員会が認定をし、又は認定を拒否しようとするときは、県知事の同意を得ることとしているものであること。

(2) この協議は、認定に関する協議書（事務処理要領通達別記第6号様式）に、認定申請書の写し、国土交通省令第2条に定める書類を添えて、申請が法第3条第7号に該当するか否かについて行うこと。

(3) この協議は、認定申請に係る自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する県担当部局に対して行うこと。

(4) 申請の処理に当たっては、行政手続法第11条（複数の行政庁が関与する処分）に留意し、申請者のため、迅速な処理に努めること。

第6 認定の取消し（法第7条関係）

1 法第7条第1項第2号において、認定の取消事由として法第3条第7号及び第8号に掲げる者に該当している場合を除外している理由は、第3条各号に掲げるその他の欠格事由が人的属性に係るものであって、事後的に是正することが不可能であるのに対し、保険契約締結義務及び安全運転管理者等の選任義務は、違法状態を是正することが可能であるからである。

したがって、法第3条第7号又は第8号に該当する場合には、これを理由として直ちに認定を取り消すことはできないことに留意すること。

2 認定の取消しは、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）に該当するため、これを行う場合には、行政手続法第13条第1項第1号イの規定に基づき聴聞を行わなければならないが、その手続については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）において定め

るところによること。

- 3 認定の取消しは、認定取消処分通知書（「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分に関する取扱規程」（平成14年鹿児島県公安委員会規程第5号。以下「取扱規程」という。）別記第4号様式により行うこと。この場合において、「理由」の欄には、法第7条第1項のいずれの号に該当するものであるか（法第7条第1項第2号に該当することを理由として認定の取消しを行うときは、法第3条のいずれの号に該当するものであるかを含む。）及びその号に該当すると認めた事実を具体的に記載すること。
- 4 法第7条第2項及び法第28条等に規定する県知事への協議は、認定取消しに関する協議書（取扱規程別記第2号様式）により行うものとする。

第7 変更の届出等（法第8条関係）

- 1 法第8条第1項に基づく変更の届出は、変更に係る事項、変更の年月日及び変更の理由を記載した変更届出書（規則別記様式第三号）を、必要な添付書類と共に提出して行わなければならない。この届出書の提出は、規則第3条及び第8条の規定により、原則として変更があった日から10日以内に、所轄警察署長を経由して行わなければならないこととされている。
- 2 変更の届出の際に添付すべき書類は変更事項の内容により異なるが、変更事項ごとに必要となる添付書類については、政令第3条第2項を参照すること。
- 3 自動車運転代行業者が、公安委員会の管轄区域を異にして主たる営業所を変更したときは、変更届出書の提出は、法第8条第1項の規定により、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対して行わなければならないこととされている。この場合には、当該届出を受理した公安委員会は、当該変更があった旨を、当該自動車運転代行業者の変更前の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に通知することとなる。

また、通知を受けた公安委員会は、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、当該自動車運転代行業者の指導監督に必要な書類等を送付することとなる。

- 4 法第8条第2項、法第28条等に規定する県知事への通知は、変更届出に関する通知書（事務処理要領通達別記第8号様式）により行うものとする。

第8 廃業等の届出について（法第9条関係）

- 1 廃業等の届出は、規則第10条の規定により、法第9条第1項又は第2項に規定する事由の発生の日から10日以内に行わなければならないこととされている。
- 2 法第9条第3項、法第28条等に規定する県知事への通知は、廃業等の届出に関する通知書（事務処理要領通達別記第9号様式）により行うものとする。

第9 運転代行業務の従事制限について（法第14条関係）

自動車運転代行業者は、運転代行業務従事者が法第14条第1項各号の欠格事由に該当しないことを誓約する書面を、当該運転代行業務従事者から提出させ、営業所に備え付けておかななければならないこととされている。

第10 代行運転自動車標識の表示について（法第16条関係）

- 1 代行運転自動車標識については、代行運転自動車への表示を義務付けられていることから、自動車運転代行業者に対し、必要な数の代行運転自動車標識を備えておくよう指導すること。

- 2 代行運転自動車標識の様式及び表示方法については、規則第12条及び第13条を参照すること。

第11 道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定の読替え適用等について（法第19条関係）

- 1 道路交通法第22条の2第1項等の規定の読替え適用

- (1) 道路交通法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項は、車両の運転者が最高速度違反行為、過積載運転又は過労運転をした場合において、その使用者が当該車両について必要な運行の管理を行っていると認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該使用者に対し、当該違反行為を防止するため必要な措置をとることを指示することができることを規定しているが、代行運転自動車について違反行為が行われた場合には、その使用者は利用者であることから、これらの規定によれば、自動車運転代行業者の責任を問えないこととなる。

自動車運転代行業者は、その業の特性から、代行運転自動車の運転者による最高速度違反又は過労運転を防止するための必要な運行の管理を行わないおそれがあることから、法第19条第1項は、道路交通法第22条の2第1項等の規定を読み替えて適用し、代行運転自動車に係る違反についても業者の責任を問うこととし、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会が指示を行うことができることとした。

- (2) 道路交通法第58条の4の規定による読替え後の過積載に係る指示は、随伴用自動車にあっては適用されるものの代行運転自動車については適用がないことに留意すること。
- (3) 読替え後の道路交通法第22条の2第1項等の規定による指示は、車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会ではなく、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会が行うこととされていることに留意すること。

- 2 道路交通法第75条の2の規定の読替え適用

- (1) 読替え後の道路交通法第75条の2は、公安委員会が自動車運転代行業者に対し、読替え後の道路交通法第22条の2第1項等の規定による指示をした場合において、その指示に係る自動車につきその指示を受けた後1年以内にその指示の区分ごとに一定の違反行為が行われたなどの要件に該当するときは、公安委員会は、読替え後の道路交通法施行令第26条の7に定める基準に従い、自動車運転代行業者に対し当該自動車の使用の制限を命ずることができることとしている。
- (2) 代行運転自動車及び随伴用自動車（過積載に係る指示を受けた場合を除く。）について指示に違反する行為が行われた場合には、使用制限命令ではなく、法第23条第1項等の規定による営業停止命令を行うこととなることに留意すること。

- 3 道路交通法第75条第1項の規定の読替え適用

- (1) 道路交通法第75条第1項は、自動車の使用者が、その業務に関し、無免許運転、最高速度違反等を自動車の運転者に対し下命・容認してはならないことを規定しているが、1(1)と同様、代行運転自動車について違反行為が行われた場合には、その使用者は利用者であることから、この規定によれば、自動車運転代行業者の責任を問えないこととなる。

自動車運転代行業は、その業の特性から、運転者に対し、最高速度違反行為、駐

停車違反行為等を下命・容認するなどの実態があることから、法第19条第1項は、道路交通法第75条第1項を読み替えて適用し、代行運転自動車に係る違反についても業者の責任を問うことができることとした。

- (2) 読替え後の道路交通法第75条第1項第7号の規定により、自動車運転代行業者の使用する随伴用自動車及び代行運転自動車については、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為以外の駐停車違反行為についても下命・容認行為が禁止されていることに留意すること。
- (3) 読替え後の道路交通法第75条第1項各号に掲げる行為のうち、第5号（無資格運転）及び第6号（過積載運転）については、代行運転自動車について読み替えて適用しないこととしていることに留意すること。

4 道路交通法第75条第2項の規定の読替え適用

- (1) 読替え後の道路交通法第75条第2項は、随伴用自動車その他の自動車運転代行業の用に供される自動車の運転者が同条第1項各号のいずれかに掲げる行為（随伴用自動車の運転者については、同項第5号及び第6号に掲げる行為に限る。）をした場合において、一定の要件に該当するときは、公安委員会は、読替え後の道路交通法施行令第26条の6に定める基準に従い、当該業者に対し当該違反に係る自動車の使用の制限を命ずることができることを規定している。この場合において、自動車の使用制限を命ずることとなるのは、車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会ではなく、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会であることに留意すること。
- (2) 代行運転自動車及び随伴用自動車について下命・容認行為の禁止に違反する行為（随伴用自動車については、読替え後の道路交通法第75条第1項第5号及び第6号に掲げる行為に係るものを除く。）が行われた場合には、使用制限命令ではなく、法第23条第1項等の規定による営業停止命令を行うこととなることに留意すること。

5 その他

- (1) 読替え後の道路交通法第22条の2第1項等の規定による指示の運用基準等については、1から4までのほか、別途通達するところによること。
- (2) 法第19条第2項の規定により、未認定業者は代行運転自動車の使用者とみなされ、道路交通法第75条第1項（第5号及び第6号を除く。）が適用されることに留意すること。
- (3) 随伴用自動車以外の自動車運転代行業の用に供される車両については、夜間の繁華街で客待ちのための駐停車違反を行うなどの実態がないため、法第19条第4項により、道路交通法第75条第1項第7号に関する規定の読替え適用は行わないこととされていることに留意すること。

第12 帳簿等の備付けについて（法第20条関係）

- 1 自動車運転代行業者がその営業所に備え付けておくべき帳簿又は書類は、規則第14条各号に掲げるとおりである。
- 2 安全運転管理者等が読替え後の道路交通法第74条の3第2項に規定する業務を行ったときは、その業務の実施状況を記載した帳簿を作成するよう自動車運転代行業者を指導すること。

第13 報告及び立入検査について（法第21条関係）

- 1 報告の徴収及び立入検査は、法の施行に必要な限度で行い得るものであり、法の目的の範囲内で必要最小限度で行わなければならない。
したがって、犯罪捜査目的（法第21条第4項）や法の施行に無関係な他の行政目的のために報告徴収及び立入検査を行うことはできないことに留意すること。
- 2 報告又は資料の提出は、電子メール等の電磁的記録により行うことができることに留意すること。
- 3 立入検査は、営業所に直接立ち入るものであり、自動車運転代行業者にとって負担が大きいものであることから、報告又は資料の提出で目的が達成できる場合にはこれによること。
- 4 立入検査を行う警察職員は、身分証明書（別記様式）を携帯し、立入検査開始前に関係者に提示すること。
- 5 法第21条の報告の徴収及び立入検査は「自動車運転代行業を営む者」が対象とされていることから、認定を受けた自動車運転代行業者のみならず、認定を受けずに自動車運転代行業を営む者も対象となる。
- 6 立入検査を実施する場合には、県担当部局と緊密な連携を図り、原則として共同で検査を実施すること。
- 7 自動車運転代行業者から報告を求めるべき事項等については別途通知するところによること。

第14 指示について（法第22条関係）

- 1 法第22条第1項に基づき、公安委員会が自動車運転代行業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるのは、自動車運転代行業者等が、法若しくは法に基づく命令の規定で公安委員会の所掌に係るものに違反した場合又は運転代行業務に関し特定道路交通法令（法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法の規定（同法第74条の3（第5項を除く。）及び第75条第1項（第5号及び第6号を除く。）に係るものに限る。）並びにこれらの規定に基づく命令の規定をいう。）に違反した場合において、自動車運転代行業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときであり、県知事の所掌に係る法の規定等に関し公安委員会が指示をすることはできないことに留意すること。

県知事の所掌に係る法の規定等に違反する行為については、県知事が指示を行うこととされている（法第22条第2項及び法第28条等）。

- 2 指示は、指示書（取扱規程別記第8号様式）により行うこと。
- 3 指示の内容は、違反状態の解消のための措置、履行されなかった義務に替わる措置、将来の違反防止のための措置等を具体的に示すものでなければならず、例えば、「今後は法第○条の規定を確実に遵守すること」というような指示は行わないこと。
- 4 指示は、不利益処分に該当するため、これを行う場合には、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会を付与しなければならないが、その手続については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）において定めるところによること。
- 5 公安委員会及び県知事は、指示を行った場合には相互に通知することとされている。
県知事に対する指示をした旨の通知は、指示に関する通知書（取扱規程別記第13号様式）により行うこと。

また、県知事が指示を行おうとする場合には、公安委員会と密接な連携を図りつつ行うこととされているので、県知事から指示を行う旨の連絡があった場合には、その趣旨を踏まえ適切に対処すること。

6 指示処分の実施については、1から5までのほか、別途示達するところによること。

第15 営業の停止（法第23条関係）

1 公安委員会は、県知事の所掌に係る法の規定等に関しては、県知事から営業停止命令を行うべき旨の要請があった場合に営業停止命令を行うこととされていることに留意すること。

2 営業停止命令は、営業停止命令書（取扱規程別記第17号様式）により行うこと。

3 営業停止命令は不利益処分に該当するため、これを行う場合には、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会を付与しなければならないが、その手続については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）において定めるところによること。

なお、この場合における弁明の機会の付与の方式は、行政手続法第29条の規定により、書面（弁明書）を提出させることで足りることとされている。ただし、営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者から、口頭による弁明をしたい旨の申し出があった場合においては、原則として口頭による弁明の機会の付与を行うこと（第16の2において同じ。）。

4 公安委員会が営業停止命令をしようとするときは、あらかじめ県知事に協議し、その同意を得ることが必要であるが、この協議は、営業停止命令に関する協議書（取扱規程別記第15号様式）により行うこと。

5 県知事から、法第23条第2項、法第28条等の規定による要請があった場合、別途示達する営業停止命令等の基準に合致するものであれば、原則として、県知事の判断を尊重すること。ただし、この場合においても、県知事と緊密に連絡調整を図り、事実認定、疎明資料、当該違反行為の悪性等について十分な検討を行い、適正な行政処分の実施を図ること。

6 営業停止処分の実施については、1から5までのほか、別途示達するところによること。

第16 営業の廃止（法第24条関係）

1 営業廃止命令は、営業廃止命令書（取扱規程別記第22号様式）により行うこと。この場合において、「理由」の欄には、法第24条のいずれの号に該当するものであるか（法第24条第3号の規定により営業廃止命令を行うときは、法第3条のいずれの号に該当するものであるかを含む。）及びその号に該当すると認めた事実を具体的に記載すること。

2 営業廃止命令は不利益処分に該当するため、これを行う場合には、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会を付与しなければならないが、その手続については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）において定めるところによること。

3 法第24条第2項、法第28条等に規定する県知事への協議は、営業廃止命令に関する協議書（取扱規程別記第20号様式）により行うものとする。

第17 処分移送通知書の送付等（法第25条関係）

- 1 自動車運転代行業者等に対し、指示、営業停止命令及び営業廃止命令を行う公安委員会は、原則として処分を行う事由発生時における主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会であるが、事由発生後に被処分者が公安委員会の管轄区域を異にしてその主たる営業所の所在地を変更していたときは、弁明に係る被処分者の負担を軽減するため、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会が処分を行うこととしている。
- 2 処分の移送は、処分移送通知書（規則別記様式第六号）を送付することにより行うこととなるが、この場合には、関係公安委員会と緊密な連携を図り、処分に係る事案に関する資料その他処分を行うために必要となる書類を併せて送付すること。

第18 その他

自動車運転代行業者の違反行為を、当該自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会以外の公安委員会が認知した場合、当該公安委員会は、当該自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に事案の概要等を速やかに通知するとともに、密接な連携を図り、相互に協力して事務処理に当たることとしている。

別記様式

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	官 職 氏 名
<p>上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">公安委員会 印</p>	

54.0

85.6

(裏)

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（抜粋）

第21条 略

2 略

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。